

平成30年大阪北部を震源とする地震 茨木市被災者支援制度一覧

復興支援総合案内(コールセンター)を開設しています。

地震被害に関する様々な問い合わせを1か所で受け付け、適切な支援につなげる体制として、**コールセンターと相談機能を併せ持つ「復興支援総合案内」**を設置しています。午前9時から午後5時に相談を受け付けていますので、下記のコールセンターへお気軽にお電話ください。

また、住まいへのお悩みなどの支援として、建築士、弁護士等の専門家による**【住宅相談会】【法律相談会】(無料)**などを予約制で開催しています。このコールセンターで予約受付しますので、相談事のある方はご利用ください。(「罹災証明書の有無」などの相談会参加要件はありません。)

コールセンター電話番号: TEL 072-655-2750 FAX 072-623-3025

1 住まいに関すること

※半壊以上・・・罹災証明書の被害の程度が「全壊」「大規模半壊」「半壊」のことです。

※一部損壊以上・・・罹災証明書の被害の程度が「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部損壊」のことです。

No.	支援制度名	対象者	内容	受付窓口 ・問い合わせ先 (茨木市の市外局番は072)
1	住家の損傷を証明 【罹災証明書】	住家を損傷し、証明を希望する方	被災者からの申請に基づき、被害認定調査を実施し、調査結果に応じた罹災証明書を交付します。 ※下記、【住家の「罹災証明書」の発行について】参照	資産税課 TEL620-1615 FAX626-4826
2	住家以外の動産等の損傷を証明 【罹災届出証明書】	動産等を損傷し、証明を希望する方	被災者からの申請及び損傷の状況がわかる写真等の提出に基づき、罹災届出証明書を交付します。	資産税課 TEL620-1615 FAX626-4826
3	被災者向け住まいの相談専門ダイヤル	地震で被害を受けた住家の所有者等	損壊の状況や持ち家、借家の種別に応じて復旧や再建に関する相談、情報提供を無料で行います。	大阪府都市居住課 TEL06-6944-7907
4	市営住宅等の提供	罹災証明を受け、自宅での居住が困難な市民 ※抽選にあたっては、半壊以上の方が優先となります。	<p>【共通事項】 抽選により、6か月更新で、原則として最大1年間入居できます。(半壊以上で市営住宅に入居した場合は最大2年間)家賃・共益費は免除。</p> <p>【第3回募集】 「全壊」「大規模半壊」「半壊」の方が優先となりますが、「一部損壊」の方のうち、「月額所得が158,000円以下で、高齢者世帯・障害者世帯・ひとり親家庭のいずれかに該当する方」も募集対象。(※詳細については建築課までお問い合わせください。) 申込期間: 7月19日(木)～7月25日(水) 抽選日: 7月26日(木) 入居日: 7月27日(金)から</p> <p>※第4回以降は、第3回までの状況で募集を判断します。</p>	建築課 TEL620-1653 FAX625-3181

(各支援制度で【半壊以上が対象】【罹災証明が必要】となっている場合は、手続きの際に「罹災証明書」の提示が必要となります。)(その他申請にあたって必要な書類や制度の詳細等については、各受付窓口・問い合わせ先へご確認ください。)

No.	支援制度名	対象者	内容	受付窓口 ・問い合わせ先 (茨木市の市外局番は072)
5	ブルーシートの無償貸与 ※7月末または在庫がなくなり次第終了となります。	家屋の被害がある方 (被害状況のわかる写真の提示が必要)	1家庭2枚まで貸与しています。	保険年金課 (本館1階⑧番発券機横) TEL620-1630 FAX624-2109
6	住宅改修支援金	30万円以上の改修・復旧費用を要した改修等をした方	補助額:改修等に要した経費の1/2を補助(上限:10万円) ただし、非課税世帯、障害者世帯、ひとり親世帯は20万円) 所得制限:世帯の総所得金額が430万円未満	居住政策課 TEL655-2755 FAX620-1730
7	転居費用支援金	被災したことにより市内転居が必要になった方 【罹災証明が必要】	被災したことにより必要となった引越費用の1/2を補助(上限:3万円) ただし、非課税世帯、障害者世帯、ひとり親世帯は5万円) 所得制限:世帯の総所得金額が430万円未満	居住政策課 TEL655-2755 FAX620-1730
8	大阪版・被災住宅無利子融資制度	地震で被災した住宅の復旧に向けた融資を受ける方 【罹災証明が必要】	【対象工事】地震及び豪雨災害の被害によって損害が生じた住宅の補修を含む工事(賃貸事業を行う場合は対象外) 【融資条件】※別途、各金融機関の融資審査が必要 融資額:200万円以内(半壊以上の場合300万円以内) 返済期間:10年以内 融資金利:0% など 融資の詳細は、右記コールセンターまで。	住宅金融支援機構お客さまコールセンター 災害専用ダイヤル TEL0120-086-353
9	被災住宅の応急修理	以下の全てに該当する方 ・災害により半壊以上の罹災証明を受けたこと ・応急仮設住宅を利用しないこと ・自ら修理する資力が無いこと	住宅が半壊又は大規模半壊の被害を受け、自ら修理する資力のない世帯に対し、日常生活に必要不可欠な最小限度の部分を、市が業者に依頼し、応急的に修理します。 ※全壊でも応急修理をすることで居住可能となる場合は対象となります。 ※修理限度額は1世帯当たり58万4千円です。(同じ住宅に2世帯が同居している場合は1世帯とみなします。)	建築課 TEL620-1653 FAX625-3181
10	被害を受けた家屋の修繕	家屋の修繕にお困りの方	大阪府が「住宅リフォームマイスター制度」により指定した、非営利団体の「マイスター登録団体」により、相談先(有償)を紹介いただけます。 「マイスター登録団体」の一覧は、居住政策課ホームページに掲載するほか、市役所内各所に設置しています。	居住政策課(市) TEL655-2755 FAX620-1730 都市居住課(府) TEL06-6210-9708 FAX06-6210-9712
11	倒壊による、ブロック塀等の道路へのはみだし	お困りの方	道路上の倒壊物は、建設管理課へご連絡ください。なお、通学路に倒壊物があれば、学校教育推進課へご連絡ください。	建設管理課 TEL 620-1650 FAX 625-3181 (通学路は、学校教育推進課 TEL620-1683 FAX621-0066)

(各支援制度で【半壊以上が対象】【罹災証明が必要】となっている場合は、手続きの際に「罹災証明書」の提示が必要となります。)
(その他申請にあたって必要な書類や制度の詳細等については、各受付窓口・問い合わせ先へご確認ください。)

No.	支援制度名	対象者	内容	受付窓口 ・問い合わせ先 (茨木市の市外局番は072)
12	個人所有のブロック塀	お困りの方	個人所有のものは、個人で点検対応することになります。相談窓口が複数ありますので、ご案内します。	一般財団法人 大阪建築防災センター TEL06-6942-0190 一般社団法人 大阪府建築士事務所協会 TEL06-6946-7065 公益社団法人 大阪府建築士会 TEL06-6947-1966 公益社団法人 日本建築家協会近畿支部 TEL06-6229-3371
13	ブロック塀等撤去補助金	道路や公園に面した高さが80cm以上のブロック塀等で、国土交通省の点検ポイントにより厚さ・傾き等が不適合な状態にあるものの所有者	道路や公園に面したブロック塀等の撤去に係る費用の一部を補助する。 補助上限:通学路 30万円、その他 20万円 [手続書類]申請書、概略図、見積書(請求書)、領収書、撤去前後の写真、ブロック塀の所有者であることがわかる書類等 申込みは8月中旬に開始予定	建設管理課 TEL 620-1650 FAX 625-3181
14	大量のがれきを処分	処分にお困りの方	環境衛生センターで受け入れ可能です。事前にご連絡の上、お越しください。	環境衛生センター TEL634-1627 FAX634-1629
15	民有地緑化の助成	ブロック塀等を撤去した跡に、生垣等を設置する方	設置費用の一部を補助します。必ず、工事着工前にご相談ください。	農とみどり推進課 TEL620-1622 FAX620-2289
16	木造住宅の耐震に係る補助	平成12年(解体は昭和56年)5月31日以前に建築確認を受け建設された木造住宅	耐震診断、耐震改修及び解体に対し、その費用の一部を補助しています。 耐震改修及び解体には所得制限(課税所得507万円未満)があります。	居住政策課 TEL655-2755 FAX620-1730

(各支援制度で【半壊以上が対象】【罹災証明が必要】となっている場合は、手続きの際に「罹災証明書」の提示が必要となります。)
(その他申請にあたって必要な書類や制度の詳細等については、各受付窓口・問い合わせ先へご確認ください。)

(参考) 住家の「罹災証明書」の発行について

- 地震により住家に被害が発生した場合に、被災者からの申請に基づき、被害認定調査を実施し、調査結果に応じた罹災証明書を市が交付するものです。
- 被害認定の区分には、「全壊」・「大規模半壊」・「半壊」・「一部損壊」があります。
※調査の結果、「被害なし」となることもあります。
- 「全壊」・「大規模半壊」・「半壊」であれば、国等から災害見舞金などの様々な公的支援が受けられます。
- 罹災証明書は、各種支援制度適用の判断資料や、申請時の必要資料となります。
※ 今回の災害においては、多くの保険において、罹災証明書の提出を不要とされています。
詳細は、ご加入の保険会社等にお問い合わせください。

【対象となる方】

- ・「住家」に被害を受けられた方
(※家屋の所有に関わらず、被災した時点でお住まいであった世帯の世帯主から申請をいただけます。)
- ・区分所有建物(マンション)の共用部分に被害を受けられた管理組合等

【申請方法】

- ・被災状況がわかる写真・本人確認書類を申請窓口に持参してください。
- ・写真を基に「半壊に至らない」と判断され、「一部損壊」で了解される場合は、現地調査を行わず、早期に罹災証明書を発行します。
- ・住家の損傷が非常に深刻で、「半壊」以上の損傷と思われる場合や、写真が持参できないなど現地調査を希望される方は、申請時に申し出てください。

【申請窓口】

7月31日(火)までは市役所南館10階大会議室で、受付を行っています。(午前8時45分～午後5時15分。土・日含む)
来庁者数等の状況により窓口等を変更する場合があります。ご了承ください。
8月1日(水)以降の受付窓口については、決定次第、お知らせします。
※申請期限は未定ですが、当面の間は受け付けします。

【問合せ先】

資産税課 TEL: 620-1615、FAX: 626-4826

一部損壊の罹災証明書の交付支援について

罹災証明書の交付申請ができない人に代わり、一定の期間、一部損壊の罹災証明書の交付申請を無料で行います。

【申込先】大阪府行政書士会事務局災害対策担当、TEL06-6943-7501、月～金曜日(祝日を除く)、
午前9時30分～午後4時30分

2 様々な相談窓口に関すること				
		※半壊以上・・・罹災証明書の被害の程度が「全壊」「大規模半壊」「半壊」のことです。 ※一部損壊以上・・・罹災証明書の被害の程度が「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部損壊」のことです。		受付窓口 ・問い合わせ先 (茨木市の市外局番は072)
No.	支援制度名	対象者	内容	受付窓口 ・問い合わせ先 (茨木市の市外局番は072)
1	ボランティアの依頼	地震により被害を受けた方	社会福祉協議会災害ボランティアセンターにボランティアを依頼できます。	社会福祉協議会 災害ボランティアセンター TEL627-0086 FAX 627-0107
2	地域保健福祉センター	地震により被害を受けた方	健康上の心配ごとや介護や福祉に関する心配ごとを、各圏域の地域包括支援センターで、電話や訪問により相談を受けます。(エルダー以外は、ショートメールでも相談できます。ショートメールも電話と同じ番号です。)	【北】天兆園080-1509-6075、常清の里080-8336-1151 【東】エルダー080-8946-3999 【西】春日丘荘080-4456-3733 【中央】相談支援課080-8336-1199 【南】葦原090-8126-1146
3	地震によるところの問題への支援	地震により被害を受けた方	地震により生じたところの問題について、保健師や精神保健福祉士、臨床心理士等による相談をお受けします。	こころのケアセンター(保健医療課内) 専用電話 TEL070-1443-9402 FAX:625-6979 茨木保健所 TEL624-4668 FAX623-6856
4	法律相談	お困りの方	被災に関する各種法律の無料電話相談(月～土、10～16時)・予約制無料面談相談(受付平日9～20時、土10時～15時30分、大阪弁護士会ホームページからは24時間予約可)	大阪北部地震対応無料電話相談 06-6364-2046 同面談相談 06-6364-1248 (大阪弁護士会)
			震災に対応した無料電話相談(平日13時～16時)	大阪北部地震無料電話相談 06-6949-5605 (大阪司法書士会)
5	消費生活センター	お困りの方	地震に便乗した悪質商法に関する相談をお受けします。	消費生活センター TEL624-1999 FAX622-1878
6	墓石の転倒	お困りの方	墓石の転倒でお困りの方からの相談を「一般社団法人 日本石材産業協会」で受けてくれます。	日本石材産業協会 TEL03-3251-7671

(各支援制度で【半壊以上が対象】【罹災証明が必要】となっている場合は、手続きの際に「罹災証明書」の提示が必要となります。)(その他申請にあたって必要な書類や制度の詳細等については、各受付窓口・問い合わせ先へご確認ください。)

3 減免制度に関すること

(※)市内居住者で、今回の地震により次のいずれかに該当する場合「住家が全半壊(「全壊」「大規模半壊」「半壊」の罹災証明書が必要)」「生計維持者が死亡(重篤な傷病)」「行方不明」「業務の廃止(休止)」「失職(無収入)」

※半壊以上…罹災証明書の被害の程度が「全壊」「大規模半壊」「半壊」のことです。

※一部損壊以上…罹災証明書の被害の程度が「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部損壊」のことです。

No.	支援制度名	対象者	内容	受付窓口 ・問い合わせ先 <small>(茨木市の市外局番は072)</small>
1	各種証明書の発行手数料の免除	上記(※)に該当し、地震に関する手続きに使用するため、各種証明書が必要な方	【手数料が免除される証明書】 ①印鑑に関する証明 ②住民票記載事項証明書 ③住民票の写し ④印鑑登録証 ⑤所得課税証明書 ⑥固定資産関係証明書 ⑦納税証明書 ⑧その他税証明書 ⑨救急搬送証明書	①～④市民課 TEL:620-1621 FAX:627-0369 ⑤～⑧市民税課 TEL:620-1614 FAX:626-4826 ⑨救急救助課 TEL:622-6959 FAX:621-0119
2	市税の減免・納税猶予	地震により多額の出費を要した方	被害を受けられた状況により市税の減免や納税を猶予(分割納付)できる場合がありますので、問い合わせ先までご相談ください。 ①市民税 ②固定資産税(減免は半壊以上が対象) ③納税猶予	①市民税課 TEL:620-1614 FAX:626-4826 ②資産税課 TEL:620-1615 FAX:626-4826 ③収納課 TEL:620-1616 FAX:626-4826
3	障害福祉関係サービスの利用者負担の免除	上記(※)に該当する方	被災された方で、障害福祉関係のサービスについて利用者負担のある方に対し、利用者負担の免除を行います。 ※平成30年6月18日以降サービス利用分から ※対象サービスは、障害福祉サービス、障害児通所支援、補装具及び日常生活用具	障害福祉課 TEL 620-1636 FAX 627-1692 子育て支援課 TEL 620-1633 FAX 622-8722
4	住民健診等の自己負担額の減免	上記(※)に該当する方	地震による被害状況に応じて以下の健診等について、自己負担額を免除します。 【健診等名】 若年健診、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、乳がん検診、子宮がん検診、前立腺がん検診、肝炎検査、胃がんリスク検診、骨粗しょう症検診、成人歯科健診 【手続方法】 罹災証明書を持参し、保健医療センターで減免手続きを行ってください。罹災証明書がない場合は、その状況がわかる公的書類等をお持ちください。	保健医療課 TEL625-6685 FAX625-6979
5	国民健康保険料の減免	上記(※)に該当する方	地震による被害状況に応じて減免が受けられる場合があります。	保険年金課 TEL620-1631 FAX624-2109

(各支援制度で【半壊以上が対象】【罹災証明が必要】となっている場合は、手続きの際に「罹災証明書」の提示が必要となります。)(その他申請にあたって必要な書類や制度の詳細等については、各受付窓口・問い合わせ先へご確認ください。)

No.	支援制度名	対象者	内容	受付窓口 ・問い合わせ先 (茨木市の市外局番は072)
6	国民健康保険料の分割納付・納付猶予	・上記(※)に該当する方 ・地震により家財が一定以上の被害にあった方 【罹災証明が必要】	地震による被害状況に応じて分割納付・納付猶予が受けられる場合があります。	保険年金課 TEL620-1631 FAX624-2109
7	国民健康保険医療費の一部負担金(窓口負担)の免除及び徴収猶予	上記(※)に該当する方	被災された国民健康保険の被保険者(加入者)の方が、医療機関を受診する際に、医療費の一部負担金(窓口負担)が免除または徴収猶予されます。 ※事前に市窓口で証明書の交付を受ける必要があります。	保険年金課 TEL620-1631 FAX624-2109
8	後期高齢者医療保険料の減免	・地震により住家又は家財が一定以上の被害にあった方 ・事業の不振・休業・廃止、失業等で所得が著しく減少した方 【半壊以上が対象】	被害状況に応じて減免が受けられる場合があります。 ※減免割合、減免額については広域連合までお問い合わせください。	保険年金課 TEL620-1630 FAX624-2109 大阪府後期高齢者医療広域連合 TEL06-4790-2028
9	後期高齢者医療保険料の分割納付・納付猶予	・上記(※)に該当する方 ・地震により家財が一定以上の被害にあった方 【罹災証明が必要】	地震による被害状況に応じて分割納付・納付猶予が受けられる場合があります。	保険年金課 TEL620-1631 FAX624-2109
10	国民年金保険料の免除	国民年金第1号被保険者で納付が困難な方(学生を除く)で、住家・家財などに2分の1以上の損失があった方 【半壊以上が対象】	年金保険料納付を免除します。 ※受け取る年金額が減額されます。詳細はお問い合わせください。	吹田年金事務所 06-6821-2401 保険年金課 TEL620-1632 FAX624-2109
11	学生の国民年金保険料納付特例	国民年金第1号被保険者で納付が困難な学生で、住家・家財などに2分の1以上の損失があった方 【半壊以上が対象】	年金保険料納付を猶予します。 ※受け取る年金額が減額されます。詳細はお問い合わせください。	吹田年金事務所 06-6821-2401 保険年金課 TEL620-1632 FAX624-2109
12	介護保険料の減免	65歳以上で、上記(※)に該当する方	介護保険料が減免になる場合があります。	長寿介護課 TEL620-1639 FAX622-5950

(各支援制度で【半壊以上が対象】【罹災証明が必要】となっている場合は、手続きの際に「罹災証明書」の提示が必要となります。)
(その他申請にあたって必要な書類や制度の詳細等については、各受付窓口・問い合わせ先へご確認ください。)

No.	支援制度名	対象者	内容	受付窓口 ・問い合わせ先 (茨木市の市外局番は072)
13	介護保険サービス利用料の減免	上記(※)に該当する方	被災された方で、介護保険サービスについて利用者負担のある方に対し、利用者負担の免除を行います。	長寿介護課 TEL620-1639 FAX622-5950
14	保育所等利用者負担の減免	上記(※)に該当する方	被災した方は、保育所等の利用者負担の減免を受けられる場合があります。	保育幼稚園事業課 TEL620-1638 FAX622-9089
15	学童保育室利用料の減免	上記(※)に該当する方	被災した方は、学童保育室利用料の減免を受けられる場合があります。	学童保育課 TEL620-1801 FAX622-8722
16	水道料金・下水道使用料の免除	上記(※)に該当する方 【半壊以上が対象】	水道料金・下水道使用料を当面の期間免除します。	営業課 TEL620-1691 FAX623-1918
17	漏水に対する水道料金・下水道使用料の軽減	敷地内の水道管等(水道メーターから家屋内)が破損し漏水した方(漏水部分を指定給水装置工事事業者が修理したことを証明した軽減申請書が必要)	検針による使用水量から、軽減適用基準に基づき算定した漏水量を軽減します。	営業課 TEL620-1691 FAX623-1918

(各支援制度で【半壊以上が対象】【罹災証明が必要】となっている場合は、手続きの際に「罹災証明書」の提示が必要となります。)
(その他申請にあたって必要な書類や制度の詳細等については、各受付窓口・問い合わせ先へご確認ください。)

4 見舞金等のこと		※半壊以上・・・罹災証明書の被害の程度が「全壊」「大規模半壊」「半壊」のことです。 ※一部損壊以上・・・罹災証明書の被害の程度が「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部損壊」のことです。		
No.	支援制度名	対象者	内容	受付窓口 ・問い合わせ先 (茨木市の市外局番は072)
1	義援金	① 死亡者 ② 住宅被害(全壊、半壊) ③ 避難所避難者特例(住宅被害(一部損壊以上)のうち、障害者手帳所持者を含む世帯、ひとり親世帯又は市町村民税非課税世帯で、6月27日午前0時から午前8時まで避難所に避難していた世帯) ④ 重傷者 ※②③は罹災証明書の提出が必要	① 死亡者・・・100万円／人 ② 住宅被害(全壊)・・・100万円／世帯 (緊急配分(第一次配分)において既に請求した世帯は95万円) 住宅被害(半壊)・・・50万円／世帯 (緊急配分(第一次配分)において既に請求した世帯は45万円) ③ 避難所避難者特例・・・5万円／世帯 ④ 重傷者・・・10万円／人 ※④「重傷者」とは、大阪府北部地震による直接的な負傷(疾病は含まない)で医師の治療を受け、1か月以上の治療を要する方です。大阪府北部地震に直接起因しない場合(例:被災後の後片付けをしているときに負傷したなどの二次災害)は対象となりません。 ※「重傷者」の申請には、大阪府北部地震を原因に負傷し、1か月以上の治療を要する旨の記載がある医師の診断書等の提出が必要となるなど、一定の条件がありますので、事前に地域福祉課へご相談ください。	地域福祉課 TEL620-1634 FAX620-1720
2	災害弔慰金	地震により亡くなった方のご遺族	亡くなった方が 生計維持者:500万円 生計維持者以外:250万円	障害福祉課 TEL620-1636 FAX627-1692
3	災害障害見舞金	地震により心身に障害を受けた方	重度の障害を受けた方が 生計維持者:250万円 生計維持者以外:125万円	
4	災害見舞金	地震により重症を負った方	治療に3月以上要する傷害を負った方 :3万円	障害福祉課 TEL620-1636 FAX627-1692
		地震により住家に一定以上の被害を受けた方【半壊以上が対象】	住家の全壊(全焼):5万円 住家の半壊(半焼):3万円	
5	災害援護資金の貸付	世帯主が負傷又は住家(半壊又は全壊)、家財に被害を受けた方 ※所得要件がありません。 【半壊以上が対象】	【貸付限度額】 被災の状況(世帯主の負傷の有無、住家等の被害)によって、150万円～350万円 【貸付条件】 利率:年3%(据置期間中無利子) 償還期間:10年(据置期間含む) 据置期間:3年(特別の場合5年)	障害福祉課 TEL620-1636 FAX627-1692
6	介護保険特定福祉用具の再購入	地震により、以前介護保険を利用し購入した特定福祉用具が破損等により使用できなくなった方 【半壊以上が対象】	※購入の前に事前相談が必要です。	長寿介護課 TEL 620-1639 FAX 622-5950
7	福祉用具の再給付	地震により、以前茨木市から給付を受けた福祉用具が破損等により使用できなくなった方【半壊以上が対象】	福祉用具(補装具・障害者日常生活用具)の再給付を行います。	障害福祉課 TEL620-1636 FAX627-1692

(各支援制度で【半壊以上が対象】【罹災証明が必要】となっている場合は、手続きの際に「罹災証明書」の提示が必要となります。)(その他申請にあたって必要な書類や制度の詳細等については、各受付窓口・問い合わせ先へご確認ください。)

	支援制度名	対象者	内容	受付窓口 ・問い合わせ先 (茨木市の市外局番は072)
8	重度障害者 医療費助成・ ひとり親家庭 医療費助成 の所得制限 特例	本人や所得税法に規定 する控除対象配偶者・ 扶養親族が所有する住 宅等が価格のおおむね 2分の1以上の損害を 受けられた方(保険金 等により補充された金 額を除く)	損害を受けられた方の所得制限が一時的に撤廃されま す。	障害福祉課 TEL620-1636 FAX627-1692 こども政策課 TEL620-1625 FAX622-8722
9	緊急援護費 の支給	保育所幼稚園等・小中 学校に通われている方 で、制服や教材が損傷 し使用できなくなった方	2万円を上限に購入費用を補填します。	保育幼稚園総務 課 TEL655-2753 FAX622-9089 学務課 TEL620-1684 FAX623-3999
10	福祉資金貸 付制度	災害により、住宅の補 修費他自立のための臨 時経費が必要な方 【罹災証明が必要】	社会福祉協議会で、資金の貸付について相談をすることが できます。	社会福祉協議会 TEL627-0033 FAX627-0434
再掲	大阪版・被災 住宅無利子 融資制度	地震で被災した住宅の 復旧に向けた融資を受 ける方 【罹災証明が必要】	【対象工事】地震及び豪雨災害の被害によって損害が生じ た住宅の補修を含む工事(賃貸事業を行う場合は対象外) 【融資条件】※別途、各金融機関の融資審査が必要 融資額:200万円以内(半壊以上の場合300万円以内) 返済期間:10年以内 融資金利:0% など 融資の詳細は、右記コールセンターまで。	住宅金融支援機 構お客さまコール センター 災害専用ダイヤ ル TEL0120-086- 353

(各支援制度で【半壊以上が対象】【罹災証明が必要】となっている場合は、手続きの際に「罹災証明書」の提示が必要となります。)
(その他申請にあたって必要な書類や制度の詳細等については、各受付窓口・問い合わせ先へご確認ください。)

5 中小企業・小規模事業者支援のこと

	支援制度名	対象者	内容	受付窓口 ・問い合わせ先 (茨木市の市外局番は072)
1	被災中小企業・小規模事業者相談	今般の地震により、被災された中小企業・小規模事業者の方	融資、経営、罹災届出証明等について、随時相談を実施します。 ※近畿経済産業局等でも、特別相談窓口を設置していません。(商工労政課ホームページ参照)	商工労政課 TEL620-1620 FAX620-2289
2	災害復旧貸付	今般の地震により、被災された中小企業・小規模事業者の方	日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が運転資金または設備資金を融資します。 日本政策金融公庫の貸付に必要な「罹災届出証明書」の発行は、商工労政課で行います。	<特別相談窓口> 日本政策金融公庫 TEL(吹田支店) 06-6319-2061 商工組合中央金庫 TEL(大阪支店) 06-6532-0309 (堺支店)072-232-9441 (梅田支店)06-6372-6551 (船場支店)06-6261-8431 (箕面船場支店)072-729-9181 (東大阪支店)06-6746-1221 ※商工組合中央金庫については、取引先が窓口となります。
3	災害復旧支援利子補助制度	今般の地震により、被災された中小企業・小規模事業者の方	設備の復旧費や運転資金を借入れた場合の利子額を補助する。 限度額: 1事業者あたり 各年度10万円 3年間合計30万円 ※申請方法等詳細につきましては未定ですので、決定次第お知らせします。	商工労政課 TEL620-1620 FAX620-2289
4	セーフティネット保証4号の適用	災害救助法適用団体で、今般の災害の影響により、売上高等が減少している方	セーフティネット保証4号の適用により、大阪信用保証協会が一般保証とは別枠の限度額で融資額の100%を保証します。利用者は、保証認定の手続きを商工労政課で行い、認定後金融機関で融資を受けます。 また市では、府中小企業融資制度(経営安定サポート資金)の貸付金額が、600万円以下の場合、信用保証料の補助も行っています。	商工労政課 TEL620-1620 FAX620-2289
5	小規模企業共済災害時貸付	災害救助法適用団体で、今般の災害の影響により、被害を受けた小規模企業共済契約者	中小企業基盤整備機構による低利融資を受けることができます。貸付に必要な「罹災届出証明書」の発行は、商工労政課で行います。	商工組合中央金庫本・支店 問合せ 中小企業基盤整備機構共済相談窓口TEL050-5541-7171

(各支援制度で【半壊以上が対象】【罹災証明が必要】となっている場合は、手続きの際に「罹災証明書」の提示が必要となります。)
(その他申請にあたって必要な書類や制度の詳細等については、各受付窓口・問い合わせ先へご確認ください。)

	支援制度名	対象者	内容	受付窓口 ・問い合わせ先 (茨木市の市外局番は072)
6	小売店舗改築(改装)の補助	市内小売店舗(小売業、飲食店、理美容、療術業)の事業者で、以下の要件に該当する方 ・市民及び市内に本社を有する法人で、市内で1年以上事業を営んでいる方。 ・本補助金の交付を受けたことがない、または前回の利用から10年以上経過している方。 ・店舗面積が200㎡未満であること。	左記の要件を満たす方が、所有または賃借する店舗等を、事業活動の活性化のためにリニューアルされる際の改築(改装)経費の一部を補助します。 ※ 既に工事に着工されている場合は対象となりません。	商工労政課 TEL620-1620 FAX620-2289
7	先端設備等導入計画の認定に係る申請受付	市内の事業所で設備投資を行う中小企業者で、計画期間内に労働生産性を一定程度向上させるため、先端設備等を導入する計画を中小企業者が策定し、市の計画認定を受けていること。	一定の要件を満たした場合、生産性向上のために取得した設備に係る固定資産税が3年間ゼロになります。 国の各種補助金について、優先採択の対象となります。また、設備取得のための金融支援を受けることができます。	商工労政課 TEL620-1620 FAX620-2289
8	労働保険料等の納付猶予	労働保険料等を納付する事業主で、大阪北部を震源とする地震にかかる被害により、事業経営のために直接必要な財産(事業財産)に相当の損失(おおむね20%以上)を受けた事業主の方。	損失を受けた日以後1年以内に納付する額が確定している労働保険料等(労働保険料、特別保険料及び一般拠出金)の全部又は一部について、申請により一定期間その納付の猶予を受けることができます。	大阪労働局総務部労働保険徴収課 TEL06-4790-6330

(各支援制度で【半壊以上が対象】【罹災証明が必要】となっている場合は、手続きの際に「罹災証明書」の提示が必要となります。)
(その他申請にあたって必要な書類や制度の詳細等については、各受付窓口・問い合わせ先へご確認ください。)